

令和元年度第 5 回 全国健康保険協会熊本支部評議会

開催日時：令和 2 年 1 月 17 日（金） 15：00～17：00

開催場所：協会けんぽ熊本支部会議室（水前寺センタービル 2 階）

【議 題】

1. 令和2年度 都道府県単位保険料率について
2. 令和2年度 熊本支部事業計画について

【その他】

- ・平成30年度事業状況報告について
- ・次回評議会、九州ブロック評議会について

【議題 1】

令和 2 年度 都道府県単位保険料率について

都道府県単位保険料率の決定に関する関係条文①

【保険料率の変更に関する法律上の手続】

<健康保険法>

第160条 (略)

2 (略)

3 都道府県単位保険料率は、支部被保険者を単位として、次に掲げる額に照らし、毎事業年度において財政の均衡を保つことができるものとなるよう、政令で定めるところにより算定するものとする。

一～三 (略)

4・5 (略)

6 協会が都道府県単位保険料率を変更しようとするときは、あらかじめ、理事長が当該変更に係る都道府県に所在する支部の支部長の意見を聞いた上で、運営委員会の議を経なければならない。

7 支部長は、前項の意見を求められた場合のほか、都道府県単位保険料率の変更が必要と認める場合には、あらかじめ当該支部に設けられた評議会の意見を聞いた上で、理事長に対し、当該都道府県単位保険料率の変更について意見の申出を行うものとする。

8 協会が都道府県単位保険料率を変更しようとするときは、理事長はその変更について厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

9 厚生労働大臣は、前項の認可をしたときは、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。

10～13 (略)

14 特定保険料率は、各年度において保険者が納付すべき前期高齢者納付金等の額及び後期高齢者支援金等の額（協会が管掌する健康保険及び日雇特例被保険者の保険においては、その額から第153条及び154条の規定による国庫補助額を控除した額）の合算額（前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）を当該年度における当該保険者が管掌する被保険者の総報酬額の総額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

16 介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金（日雇特例被保険者に係るものを除く）の額（協会が管掌する健康保険においては、その額から153条第二項の規定による国庫補助額を控除した額）を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第2号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

17 協会は、第14項及び第15項の規定により基本保険料率及び特定保険料率を定め、又は前項の規定により介護保険料率を定めたときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に通知しなければならない。

都道府県単位保険料率の決定に関する関係条文②

【激変緩和率による保険料率の調整】

<平成18年健康保険法等改正法 附 則>

第31条 平成20年10月改正健保法第160条第3項の規定に基づき算定した都道府県単位保険料率のうち、第4条の規定の施行の日の前日における旧政管健保の一般保険料率との率の差が政令で定める基準を上回るものがある場合においては、同項の規定にかかわらず、協会は、成立の日から平成32年3月31日までの間に限り、政令で定めるところにより、都道府県単位保険料率の調整を行い、運営委員会の議を経て、当該算定した都道府県単位保険料率とは異なる都道府県単位保険料率を定めるものとする。

【定款変更に関する法律上の手続】

<健康保険法>

第7条の6 協会は、定款をもって、次に掲げる事項を定めなければならない。

一～九 (略)

十 その他組織及び業務に関する重要事項として厚生労働省令で定める事項

2 前項の定款の変更(厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)は、厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 協会は、前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に届けなければならない。

4 協会は、定款の変更について第2項の認可を受けたとき、又は同項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、これを公告しなければならない。

第7条の19 次に掲げる事項については、理事長は、あらかじめ、運営委員会の議を経なければならない。

一 定款の変更

二 第7条の2第2項に規定する運営規則の変更

三 協会の毎事業年度の事業計画並びに予算及び決算

四 重要な財産の処分または重大な債務の負担

五 第7条の3第2項に規定する役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準の変更

六 その他協会の組織及び業務に関する重要事項として厚生労働省令で定めるもの

2・3 (略)

<健康保険法施行規則>

第2条の2 健康保険法(大正11年法律第70号、以下「法」という)第7条の6第1項第10号の厚生労働省令で定める事項は、保険料に関する事項とする。

① 医療分

令和2年度平均保険料率に関する論点①

令和2年度平均保険料率に関する論点

令和元年9月10日
第99回運営委員会
資料2

1. 平均保険料率

《現状・課題》

- ✓ 協会けんぽの平成30年度決算は、収入が10兆3,461億円、支出が9兆7,513億円、収支差は5,948億円となり、準備金残高は2兆8,521億円で給付費等の3.8か月分（法定額は給付費等の1か月分）となった。
- ✓ これは、協会において、ジェネリック医薬品の使用促進、レセプト点検の強化など医療費適正化のための取組を着実に進めてきたことの効果に加え、診療報酬のマイナス改定や制度改正の影響（退職者医療制度の廃止）等により一時的に支出が抑制されたことなどによるものと考えられる。
- ✓ 一方、協会けんぽの財政は、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造が解消されていないことに加え、以下の観点などから、今後も予断を許さない状況にある。
 - ・高齢化の進展により、高齢者に係る医療費が今後も増大する見込みであり、特に、令和4年度以降、後期高齢者が急増するため、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること。（詳細はP.25～30、37参照）
 - ・高額な医薬品や再生医療等製品の薬価収載が増加していくと見込まれること。（詳細はP.31、32参照）
 - ・平成29年度半ば頃から被保険者数の伸びが急激に鈍化しており、賃金の動向も不透明であること。（P.40参照）
- ✓ こうした状況も踏まえながら、今後の財政状況を見通す観点から、今回も5年収支見通し等の財政状況に関するシミュレーション（詳細はP.6～16参照）を行ったところ、保険料率10%を維持した場合であっても、数年後には準備金を取り崩さなければならぬ見通しとなっている。

【論点】

- 協会の財政構造に大きな変化がない中で、今後の5年収支見通しのほか、人口構成の変化や医療費の動向、後期高齢者支援金の増加などを考慮した中長期的な視点を踏まえつつ、令和2年度及びそれ以降の保険料率のあるべき水準について、どのように考えるか。

※ 平成29年12月19日 運営委員会 安藤理事長発言要旨：「今後の保険料率の議論のあり方については、中長期で考えるという立ち位置を明確にしたい。」（詳細はP.3、4参照）

令和2年度平均保険料率に関する論点②

令和2年度平均保険料率に関する論点

令和元年9月10日
第99回運営委員会
資料2

2. 都道府県単位保険料率を考える上での激変緩和措置の解消とインセンティブ制度の導入

《現状・課題》

- ✓ これまで段階的に激変緩和措置の解消を図っており、平成31年度の激変緩和率は8.6/10。政令で定められた激変緩和措置の解消期限は、「令和2年3月31日」（令和元年度末）とされていることから、令和2年度の拡大幅は1.4となり、解消期限どおりに激変緩和措置が終了となる。これにより、令和2年度以降の都道府県単位保険料率には、激変緩和措置が適用されないこととなる。
- ✓ 一方、平成30年度から本格実施しているインセンティブ制度については、平成30年度の実施結果が、令和2年度の都道府県単位保険料率に反映されることとなる。

【論点】

- 激変緩和措置について、政令で定められた解消期限（令和元年度末）までに終了できるよう、計画的に解消を進めてきたところであり、解消期限どおりに終了し、令和2年度は激変緩和措置を講じないことでよいか。
- インセンティブ制度について、本年11月に開催する運営委員会において、平成30年度実績の確定値を示し、当該実績に基づく評価が上位23位に該当する支部に対して、支部ごとの評価に応じた報奨金を付与することにより、保険料率の引下げを行うことでよいか。

3. 保険料率の変更時期

《現状・課題》

- ✓ これまでの保険料率の改定においては、都道府県単位保険料率へ移行した際（21年9月）及び政府予算案の閣議決定が越えた場合を除き、4月納付分（3月分）から変更している。

【論点】

- 令和2年度保険料率の変更時期について、令和2年4月納付分（3月分）からよいか。

熊本支部評議会における主な意見

開催日：令和元年10月17日

<学識経験者>

- 保険料率の議論においては、これまでも中長期的な視点で議論してきており、平均保険料率10%をできるだけ維持するという枠組みで考えていくべき。しかしながら、熊本支部の保険料率の大幅な上昇には違和感を覚える。
- 都道府県単位保険料率の算出方法が支部の努力を反映したものになっていないのではないかと。所得調整・年齢調整に加え、医療提供側の問題など保険者による努力だけでは難しい課題についても、調整がなされなければ公平と言えない。インセンティブ指標に基づく支部の努力が、将来保険料率が下がることにつながる仕組みになっているのかについても検証する必要がある。
- 入院医療費増加の要因分析や糖尿病患者の実態などを調査し必要な対策をとることにより医療費の伸びを抑えることができると考える。

<事業主代表>

- 消費税が増税され最低賃金も上がっている。人手不足もあるため、防衛的に賃上げをせざるを得ない状況。支出が増えると経営を圧迫することから、できるだけ負担が増えないようにしてほしい。
- 準備金は必要であると考え。保険料率をいったん下げてしまうと、引き上げる時のエネルギーも大きくなってしまふ。負担が減ってほしい気持ちはあるが、相互扶助の制度であることを念頭に、中長期的な視点を持って議論すべき。
- 保険料率が上がったりと下がったりと不安定になることは良くない。準備金は必要なものであるため、現状を維持しつつ将来できるだけ急激に上がらないようにすることが先決。保険料率を下げるという選択は、今の段階では難しいと思われる。

<被保険者代表>

- 目先のことを考えれば保険料率を下げたほうが良いと思うが、いったん下げた保険料率をまた上げるとなった場合には、その上げ幅が大きくなると思われる。より安定した制度維持のために、10%維持が妥当。

令和2年度保険料率に関するこれまでの主な運営委員の意見①

令和元年12月20日
第101回運営委員会
資料1-2

令和2年度保険料率に関するこれまでの主な運営委員の意見

1. 平均保険料率

- 当組織にて支部評議員の意見を聴取したが、理事長の中長期的な立ち位置や様々なデータによる中長期的な料率に対する考え方が浸透してきており、全員が料率維持との意見であった。今後の健全な運営のため、料率を維持する方向で検討いただきたい。
- 協会けんぽはセーフティネットの役割があり、これは協会けんぽの重要な役割である。健保組合の解散後は、協会で受け入れることになるので、今後もできる限り安定的な運用をする必要があると感じる。
- 支部の意見の大半が維持となったことは、本部の中長期的な立ち位置との考えが浸透し、支部からも評議員に対して丁寧に説明された結果だと思う。これだけ維持という意見が出ているので、その意見を尊重すべきである。また、評議会意見にもあるが、準備金を有効に活用し将来的なコスト削減に結びつけることが大事である。
- 支部の意見は概ね維持であるが、それは、多くの支部が「10%が限界」であるということと受け取れるのではないかと。また、保険料率引き下げについては、国庫補助の減額による保険料率の持続性を損なう恐れや後期高齢者の自己負担額が今後の議論次第であることを考えると、現状では10%維持が賢明。
- 中長期的な考え方に一定の理解が得られ、支部に浸透しているという意見に賛同する。一方で、準備金の適正な水準を客観的に示すべきなどの意見についても傾聴すべきであり、適正な水準ということについて、議論を詰めることが大事であると思う。その際、適用拡大や健保組合の解散などのリスクを明確にして、準備金が必要であることを丁寧に説明をすることが大事である。
- 平成20年から約10年間で、事業主の社会保障費への負担は増大している。適用拡大等、負担が増える議論があることは承知しているが、これ以上の負担は、事業主も従業員も困難であることを認識いただき、少しでも負担が軽減できるように来年度の保険料率を議論いただきたい。
- 保険料率が上がるということは、医療費を使うからである。保険料率が高い支部を見ると、時間外受診が多い。そういうことを明らかにして是正しなければ適正化はできない。医療費としては微々たる効果かもしれないが、時間外受診の是正や薬剤の適正使用などに取り組まなければ、適正化は困難であると思う。

令和2年度保険料率に関するこれまでの主な運営委員の意見②

令和2年度保険料率に関するこれまでの主な運営委員の意見

令和元年12月20日
第101回運営委員会
資料1-2

2. 都道府県単位保険料率を考える上での激変緩和措置の解消とインセンティブ制度の導入

- 激変緩和措置の解消について、特段の異論はなし。
- インセンティブ制度導入について、特段の異論はなし。

3. 保険料率の変更時期

- 令和2年4月納付分から変更するということについて、特段の異論はなし。

令和2年度の保険料率について（支部評議会における主な意見）

令和元年12月20日
第101回運営委員会
資料1-1

令和2年度保険料率について（支部評議会における主な意見）

令和元年10月に開催した各支部の評議会での意見については、昨年と同様、理事長の現時点における考え（状況に大きな変化がない限り、基本的には中長期的な視点で保険料率を考えていくこと）を評議会で説明した上で、特段の意見があれば提出していただくこととした。

意見書の提出状況並びに平均保険料率に対する意見の概要は以下のとおり。

意見書の提出なし	13 支部 (9 支部)	※()は今年の支部数
意見書の提出あり	34 支部 (38 支部)	
① 平均保険料率 10%を維持するべきという支部	21 支部 (18 支部)	
② ①と③の両方の意見のある支部	7 支部 (13 支部)	
③ 引き下げるべきという支部	2 支部 (6 支部)	
④ その他(平均保険料率に対する明確な意見なし)	4 支部 (1 支部)	

※ 激変緩和措置については、計画的な解消以外の意見はほぼなく、保険料率の変更時期についても、4月納付分（3月分）以外の意見はほぼなし。

令和2年度の保険料率について

医療分の令和2年度平均保険料率

1. これまでの議論の経緯

平成29年12月19日の運営委員会における平成30年度保険料率の議論において、理事長より、「今後の保険料率のあり方については、中長期で考えるという立ち位置を明確にしたい」旨の考えが示されている。

令和2年度の保険料率については、この理事長発言を踏まえつつ運営委員会で議論が進められた。

運営委員会における意見では、加入者や事業主の負担を少しでも軽減すべきとの意見があったが、全体としては10%維持の意見であった。運営委員の主な意見は、令和元年12月20日の運営委員会に資料として提示。

また、支部評議会においては、理事長の示した考えを基に意見書の提出なしが13支部。一方、意見書の提出があった支部では、平均保険料率10%維持の意見が21支部、引き下げるべきとの意見が2支部となっている。

2. 協会としての対応

(1) 平均保険料率について

令和2年度の平均保険料率については、10%を維持する。

(2) 激変緩和措置の解消とインセンティブ制度の導入

激変緩和措置については、現行の解消期限（令和元年度末）どおりに解消する。
インセンティブ制度については、令和2年度保険料率より反映させる。

(3) 保険料率の変更時期について

令和2年4月納付分からとする。

令和2年度政府予算案を踏まえた収支見込み

(医療分)

(単位：億円)

		H30年度	R1年度		R2年度		備考
		決算 (a)	直近見込 (R1年12月) (b)	R1-H30 (b-a)	政府予算案を 踏まえた見込 (R1年12月) (c)	R2-R1 (c-b)	
収入	保険料収入	91,429	96,149	4,720	99,389	3,240	H24-R1年度保険料率： 10.00% R2年度保険料率： 10.00% R2年度減額国庫： 333
	国庫補助等	11,850	12,110	261	12,669	559	
	その他	182	619	437	290	▲ 329	
	計	103,461	108,879	5,417	112,348	3,469	
支出	保険給付費	60,016	63,912	3,897	67,261	3,349	○R2年度の単年度収支を均衡 させた場合の保険料率 R2年度均衡保険料率： 9.45%
	前期高齢者納付金	15,268	15,246	▲ 22	15,307	62	
	後期高齢者支援金	19,516	20,999	1,483	21,040	41	
	退職者給付拠出金	208	2	▲ 206	1	▲ 1	
	病床転換支援金	0	0	0	0	0	
	その他	2,505	3,644	1,139	3,295	▲ 349	
	計	97,513	103,802	6,290	106,903	3,101	
単年度収支差		5,948	5,076	▲ 872	5,445	368	
準備金残高		28,521	33,597	5,076	39,042	5,445	

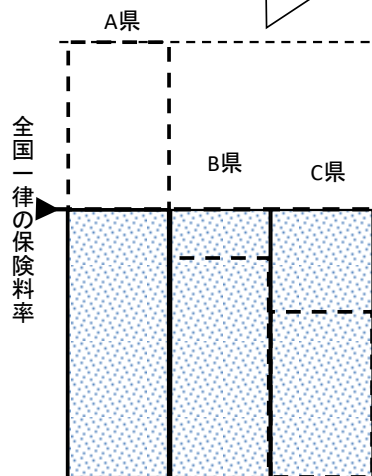
注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

協会けんぽの都道府県単位保険料率の設定のイメージ

- 都道府県単位保険料率では、年齢構成の高い県ほど医療費が高く、保険料率が高くなる。また、所得水準の低い県ほど、同じ医療費でも保険料率が高くなる。このため、都道府県間で次のような年齢調整・所得調整を行う。
- 都道府県単位保険料率になることで、保険料率が大幅に上昇する場合には、激変緩和措置を講じる。

全国一本の保険料率
(20年9月まで)

都道府県ごとの医療費の水準にかかわらず保険料率は一律



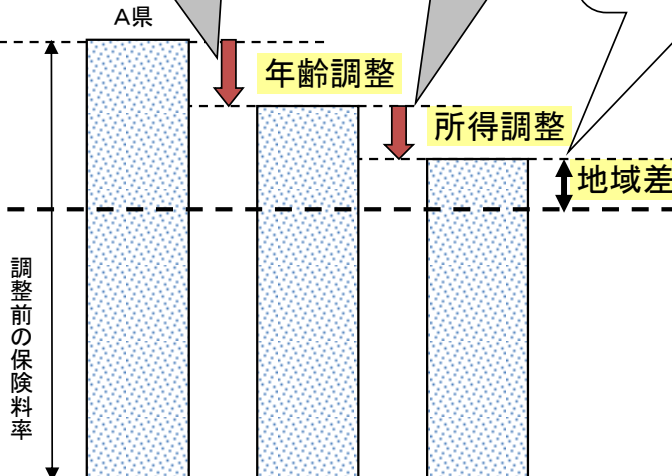
都道府県単位保険料率(20年10月から): 年齢構成が高く、所得水準の低いA県の例

年齢構成を協会の平均とした場合の医療費との差額を調整

所得水準を協会の平均とした場合の保険料収入額との差額を調整

年齢調整・所得調整の結果、都道府県ごとの保険料率は、医療費の地域差を反映した保険料率となる。

インセンティブを反映



各都道府県の保健事業等に要する保険料分を合算

後期高齢者支援金など全国一律で賦課される保険料分を合算

最終的な保険料率

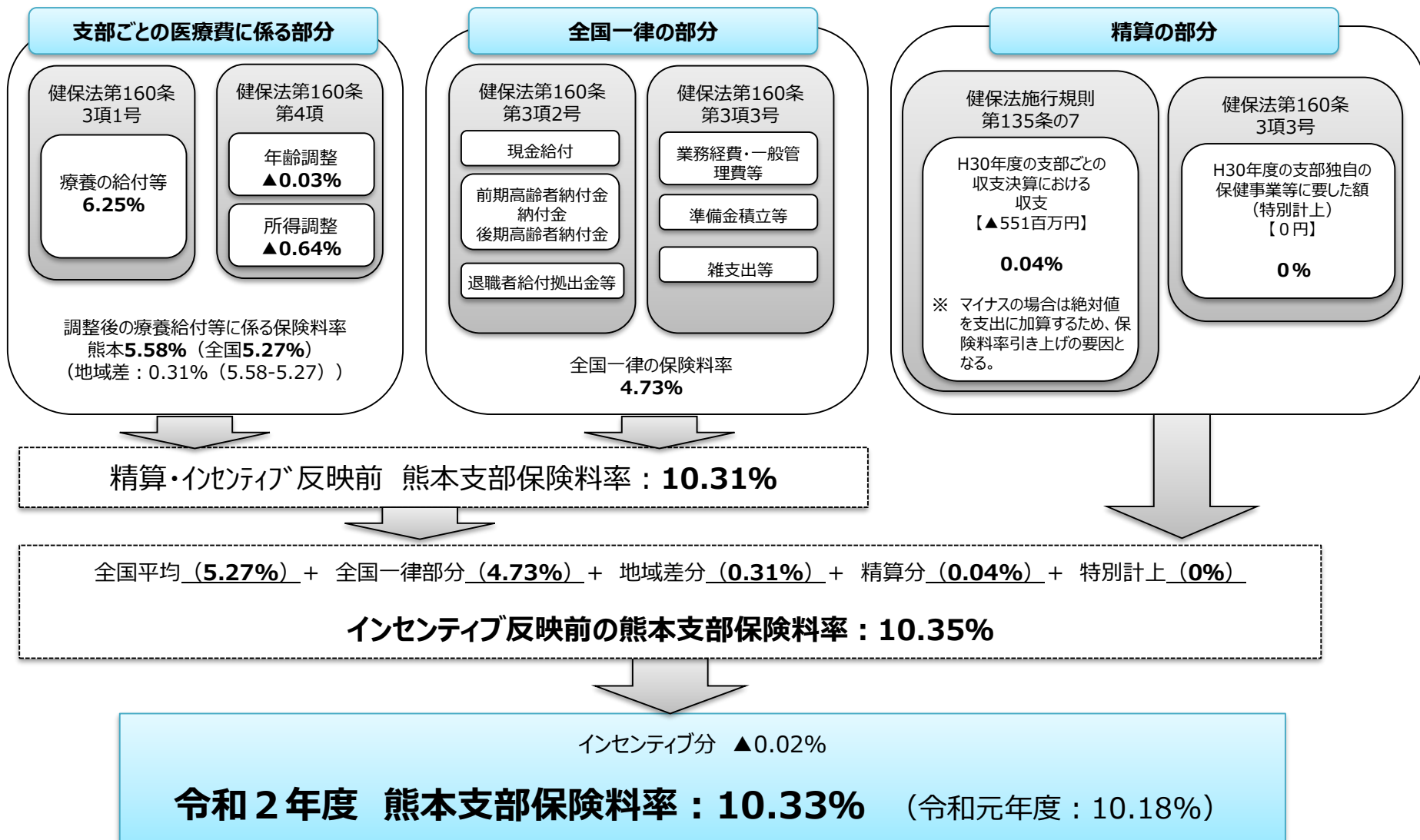
(※) 激変緩和措置は、医療に要する費用の適正化等に係る協会の取組の状況に応じて平成36年3月31日までの間で政令で定める日(現時点では、激変緩和措置の期限は平成32年3月31日まで)

(※) 災害等特殊事情についても、適切な調整を行う。

都道府県単位保険料率の算定に係る基礎データ推移（熊本支部）

基礎データ	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）
医療給付費についての調整前の 所要保険料率(a熊本)	6.20%	5.99%	5.97%	6.25%
年齢調整(b1)	0.01%	▲0.01%	▲0.02%	▲0.03%
所得調整(b2)	▲0.72%	▲0.70%	▲0.65%	▲0.64%
医療給付費についての調整後の 保険料率 (a熊本)+(b1)+(b2)=(c)	5.50%	5.28%	5.31%	5.58%
医療給付費についての 所要保険料率(a全国)	5.24%	5.17%	5.18%	5.27%
共通料率(d)	4.76%	4.83%	4.82%	4.73%
支部の所要保険料率 (c)+(d)=(e)	10.25%	10.11%	10.13%	10.31%
<激変緩和率(f)>	<5.8/10>	<7.2/10>	<8.6/10>	<10/10>
<激変緩和措置> {(c)-(a全国)}×(f)=(g)	<0.15%>	<0.08%>	<0.11%>	<0.31%>
収支差による保険料率(h)	▲0.01%	0.05%	0.07%	0.04%
特別計上分経費による保険料率(i)	0%	0%	0%	0%
熊本支部の健康保険料率 (a全国)+(d)+(g)+(h)+(i)	10.14%	10.13%	10.18%	10.35%
インセンティブ分				▲0.02%
熊本支部の健康保険料率 (インセンティブ反映後)				10.33%

令和2年度熊本支部保険料率（暫定版）



※0.15%の引き上げに伴う負担 : 標準報酬月額280,000円の場合の月の負担増額 → 420円 (労使折半前)

令和2年度都道府県単位保険料率に関する資料（暫定版）

令和2年度都道府県単位保険料率における
保険料率別の支部数（暫定版）

保険料率 (%)	支部数
10.73	1
10.41	1
10.34	1
10.33	1
10.32	1
10.30	1
10.28	1
10.25	2
10.22	2
10.20	1
10.17	2
10.15	1
10.14	3
10.07	1
10.06	1
10.05	1
10.03	1
10.01	2
9.99	1
9.97	1
9.95	1
9.93	1
9.92	1
9.91	1
9.88	3
9.87	1
9.81	2
9.79	1
9.77	4
9.75	1
9.73	1
9.71	1
9.70	1
9.59	1
9.58	1

24

23

令和2年度都道府県単位保険料率における
保険料率別の支部数（暫定版）

令和元年度保険料率 からの変化分		支部数
料率 (%)	金額 (円)	
+0.15	+210	1
+0.11	+154	1
+0.10	+140	1
+0.09	+126	2
+0.08	+112	1
+0.07	+98	2
+0.06	+84	1
+0.05	+70	1
+0.03	+42	2
+0.02	+28	6
+0.01	+14	3
0.00	0	2
▲0.01	▲14	3
▲0.02	▲28	5
▲0.03	▲42	3
▲0.04	▲56	3
▲0.05	▲70	2
▲0.06	▲84	1
▲0.07	▲98	2
▲0.08	▲112	1
▲0.09	▲126	1
▲0.11	▲154	1
▲0.12	▲168	1
▲0.13	▲182	1

21

(変更なし 2)

24

- 注1. 「+」は令和2年度保険料率が令和元年度保険料率よりも上がったことを、「▲」は下がったことを示している。
2. 金額は、標準報酬月額28万円の者に係る保険料負担（月額、労使折半後）の増減である。

熊本支部保険料率の推移

一般被保険者	任意継続被保険者	平均 健康保険料率	熊本支部 健康保険料率	前年度増減	激変緩和率 ●●／10	インセンティブ
平成15年4月分から	平成15年5月分から	8.20%	8.20%	—	—	—
平成21年9月分から (都道府県単位保険料率へ移行)	平成21年10月分から	8.20%	8.23%	+0.03%	1.0	—
平成22年3月分から	平成22年4月分から	9.34%	9.37%	+1.14%	1.5	—
平成23年3月分から	平成23年4月分から	9.50%	9.55%	+0.18%	2.0	—
平成24年3月分から	平成24年4月分から	10.00%	10.07%	+0.52%	2.5	—
平成25年3月分から	平成25年4月分から	10.00%	10.07%	±0	2.5	—
平成26年3月分から	平成26年4月分から	10.00%	10.07%	±0	2.5	—
平成27年4月分から	平成27年5月分から	10.00%	10.09%	+0.02%	3.0	—
平成28年3月分から	平成28年4月分から	10.00%	10.10%	+0.01%	4.4	—
平成29年3月分から	平成29年4月分から	10.00%	10.14%	+0.04%	5.8	—
平成30年3月分から	平成30年4月分から	10.00%	10.13%	▲0.01%	7.2	—
平成31年3月分から	平成31年4月分から	10.00%	10.18%	+0.05%	8.6	—
令和2年3月分から	令和2年4月から	10.00%	10.33%	+0.15%	10	▲0.02%

据え置き

② 介護分

令和2年度 政府予算案を踏まえた収支見込み（介護分）

介護保険料率

令和2年度は介護納付金が1兆463億円（前年度比▲208億円）となった。令和元年度末に見込まれる不足分（▲467億円）も含め、単年度で収支を均衡させるために必要な保険料収入を算出した結果、令和2年度の介護保険料率は1.79%となる。

（介護分）

（単位：億円）

		30年度	R1年度	R2年度	備考
		決算	直近見込 (R1年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (R1年12月)	
収入	保険料収入	8,664	10,091	10,905	H30年度保険料率： 1.57% R1年度保険料率： 1.73% R2年度保険料率： 1.79% 納付金対前年度比 ⇒ ▲208
	国庫補助等	879	515	-	
	その他	-	-	-	
	計	9,543	10,606	10,905	
支出	介護納付金	10,130	10,671	10,463	
	その他	18	-	-	
	計	10,148	10,671	10,463	
単年度収支差		▲ 605	▲ 65	443	
準備金残高		▲ 403	▲ 467	▲ 25	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

令和2年度介護保険料率について

介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の額を総報酬額で除したものを基準として保険者が定めると健康保険法で法定されている。

令和2年度は、令和元年度末に見込まれる不足分(467億円)も含め、単年度で収支が均衡するよう1.79%(4月納付分から変更)とする。

(参考)

健康保険法160条16項

介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金(日雇特例被保険者に係るものを除く。)の額を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第2号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

各年度の介護保険料率は、次の算式により得た率を基準として、保険者が定めることとなっている。

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護納付金の額}}{\text{介護保険第2号被保険者(40歳～64歳)の総報酬額総額の見込}}$$

介護保険料率の推移

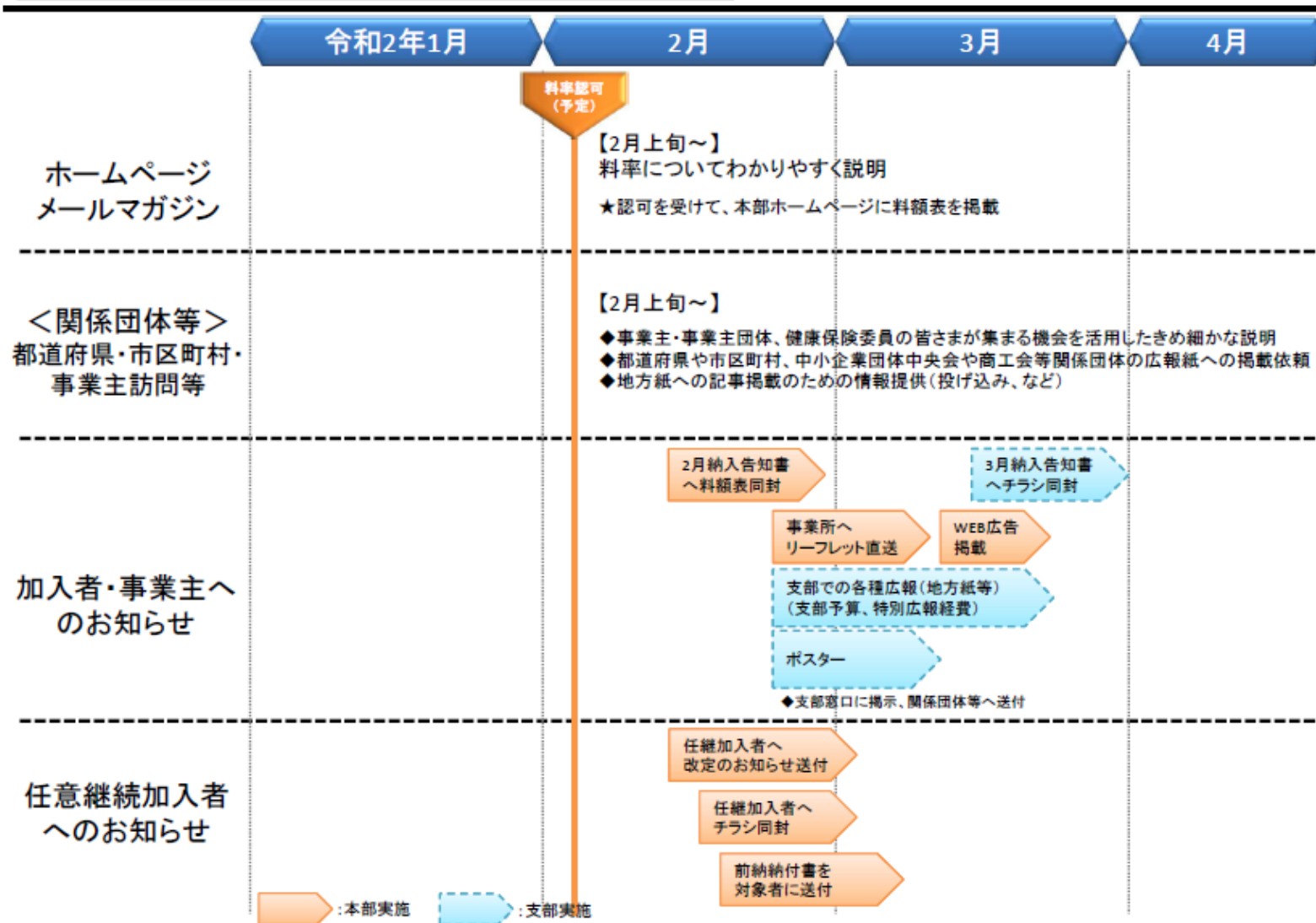
一般被保険者	任意継続被保険者	介護保険料率	前年度増減	
平成20年3月分から	平成20年4月分から	1.13%	—	
平成21年3月分から	平成21年4月分から	1.19%	0.06%	
平成22年3月分から	平成22年4月分から	1.50%	0.31%	
平成23年3月分から	平成23年4月分から	1.51%	0.01%	
平成24年3月分から	平成24年4月分から	1.55%	0.04%	
平成25年3月分から	平成25年4月分から	1.55%	据え置き	
平成26年3月分から	平成26年4月分から	1.72%	0.17%	
平成27年4月分から	平成27年5月分から	1.58%	▲0.14%	
平成28年3月分から	平成28年4月分から	1.58%	据え置き	
平成29年3月分から	平成29年4月分から	1.65%	0.07%	
平成30年3月分から	平成30年4月分から	1.57%	▲0.08%	
平成31年3月分から	平成31年4月分から	1.73%	0.16%	
令和2年3月分から	令和2年4月分から	1.79%	0.06%	

※0.06%の引き上げに伴う負担：標準報酬月額280,000円の場合の月の負担増額 → 168円（労使折半前）

令和2年度保険料率等の広報について

令和2年度保険料率改定に係る広報スケジュール

令和2年度 保険料率改定に係る広報スケジュール



【議題 2】

令和 2 年度 熊本支部事業計画について

- ・熊本支部事業計画の概要
- ・熊本支部事業計画（案）
- ・熊本支部KPIについて

別 添

【その他】

平成30年度事業状況報告書について

別 冊

【次回評議会について】

(開催日程)

開催予定 令和2年3月

(主な議事予定)

令和2年度熊本支部事業計画策定スケジュール

令和2年度広報計画

【ブロック評議会について】

(開催日程)

開催予定 令和2年2月20日

(開催場所)

JR博多シティ9階会議室3

(議題)

支部保険者機能強化予算について (意見交換)

藤井理事の講話 (意見交換)